

千葉県地域両立支援推進チーム 設置要綱

1 目的

千葉県における治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）に係る関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図り、千葉県の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めることを目的とする。

2 名称等

名称を、千葉県地域両立支援推進チーム（以下「推進チーム」という。）とし、事務局を千葉労働局労働基準部健康安全課に置く。

3 構成メンバー

日本労働組合総連合会千葉県連合会（事務局長）
一般社団法人千葉県経営者協会（専務理事）
一般社団法人千葉県商工会議所連合会（専務理事）
千葉県中小企業団体中央会（専務理事）
千葉県商工会連合会（専務理事）
公益社団法人千葉県労働基準協会連合会（専務理事）
公益社団法人千葉県医師会（産業保健担当理事）
国立研究開発法人国立がん研究センター東病院（がん専門相談員）
順天堂大学医学部附属浦安病院（医療福祉相談室課長補佐）
千葉県がんセンター（心と体総合支援センター副看護師長）
東京歯科大学市川総合病院（社会福祉士）
独立行政法人労働者健康安全機構千葉労災病院（治療就労両立支援部長）
船橋市立医療センター（医療ソーシャルワーカー主任主事）
独立行政法人労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センター（所長）
千葉県社会保険労務士会（会長）
公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会（業務執行理事）
一般社団法人日本産業カウンセラー協会関東支部（支部長）
特定非営利活動法人日本キャリア開発協会（両立支援推進メンバー）
千葉県健康福祉部（保健医療担当部長）
千葉労働局長（チームリーダー）
千葉労働局労働基準部長
千葉労働局職業安定部長
ハローワーク千葉（所長）
ハローワーク松戸（所長）

オブザーバー

千葉労働局雇用環境・均等室長

4 議事等

- (1) 各メンバー又はメンバーの属する各機関の両立支援に係る取組状況の共有・連携に関すること
- (2) 各機関等の取組に係る相互の周知協力に関すること
 - ・相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧の作成・更新
 - ・両立支援を促進するための各機関等が連携した取組
 - ・地域版企業向けパンフレットの作成
 - ・地域版患者向けパンフレットの作成（主に病院で患者に配るもの。加えて、一般

国民の理解のために広く自治体窓口等に配布することを想定。)

- ・両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- ・千葉労働局及び千葉産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- ・推進チームの取組に関する計画の策定及び検証
- ・その他、必要に応じた地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催等

5 会議の開催

- (1) チームリーダーは、必要に応じ会議を開催する。
- (2) 本会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (3) 推進チームには、「座長」を置くことができる。
- (4) 特定の事項について詳細な検討を行うため、推進チームに「作業部会」を置くことができる。

6 設置期間

推進チームの設置期間は令和8年度までとする。

7 附則

- 制定：平成29年8月28日 施行する。
改正：平成30年8月8日 一部改正する。
改正：令和2年9月25日 一部改正する。
改正：令和4年8月25日 一部改正する。